

# 技術革新波及対策事業

## カドミウム吸収抑制対策技術普及推進事業

【177(0) 百万円】

### 対策のポイント

食品中のカドミウム濃度に係る国内基準値の見直しを踏まえ、都道府県が策定する米のカドミウム濃度低減のための計画に定める対策技術（植物浄化技術）を広く普及することにより、消費者のカドミウム摂取の低減を図るとともに、安全・安心な農産物を供給する産地体制の確立を図ります。

#### （食品中のカドミウム濃度に係る国内基準値の見直し）

食品安全委員会において食品中のカドミウムに関する健康影響評価が行われ、その暫定耐容週間摂取量を $7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週とするとの答申がなされたところです。これを踏まえて、食品衛生法に基づく国内基準値の見直しが行われた場合には、対策が必要な地域が拡大することが見込まれます。

#### （植物浄化技術とは）

カドミウム吸収量が大きい植物を用いて土壌中のカドミウムを吸収させ、土壌を浄化する技術。

### 政策目標

#### 米のカドミウム対策技術の普及

#### <内容>

##### 1. 協議会の設置・運営

都道府県及び産地段階における協議会を設置・運営し、地域内のカドミウム対策の検討及び計画の策定を実施します。

##### 2. 植物浄化技術の実証及び効果の検証

協議会が策定する計画に基づいて、植物浄化技術の実証及び効果の検証を実施します。

補助率：(1.) 定額  
(2.) 1/2  
事業実施主体：都道府県協議会

[担当課：生産局農業環境対策課（03-3502-5956(直)）]

# カドミウム吸収抑制対策技術普及推進事業

## <背景>

平成20年7月3日食品安全委員会より食品中のカドミウムに関する健康影響について  
答申(暫定耐容週間摂取量 7 $\mu$ g/kg体重/週)



食品衛生法に基づく米に関する国内基準値が見直される可能性あり

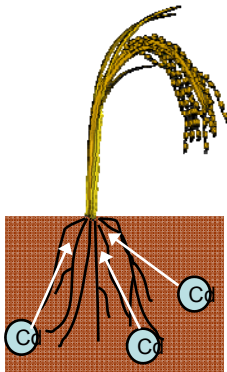


カドミウム低減対策が必要な地域が拡大

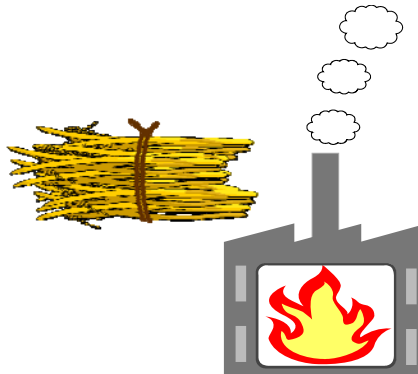
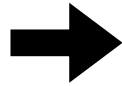


新たなカドミウム低減技術(植物浄化技術)の導入が必要

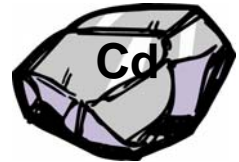
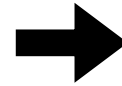
## <植物浄化技術とは>



植物が土壌中の  
カドミウムを吸収



収穫・燃焼



カドミウムの回収・廃棄

## <事業の流れ>

～  
平成20年度

植物浄化技術の開発・評価  
(試験場レベルでの植物浄化技術の有効性を確認)



平成21年度  
～平成25年度

植物浄化技術の現地実証  
(モデル地区を設置し、現場レベルでの有効性を確認)



平成26年度～

植物浄化技術の全国展開

# カドミウム吸収抑制対策技術普及推進事業のスキーム

## 農 林 水 産 省

### 技術検討委員会(仮称)

- 事業設計
  - データの解析
- に係る専門的知見からの助言  
構成員

(独)農業環境技術研究所、事業参加県農業試験場担当者、学識経験者、農林水産省

補助(定額、1/2補助)

## 都 道 府 県 協 議 会

- 市町村段階の協議会(産地協議会)の設置指導・取組の進行管理 (定額)
- カドミウム対策に係る計画の策定(県の全体計画及び産地毎の計画)(定額)
  - ・ 汚染ほ場のゾーニング及び対策内容の決定
  - ・ 植物浄化技術実証事業の実施地区の選定
  - ・ 植物浄化技術実証事業の設計
  - ・ 上記事業の遂行に必要なとなる土壌分析
  - ・ 植物浄化用水稲品種の種子増殖

総額： 13,536千円  
1協議会： 752千円

委託

## 産 地 協 議 会

- 都道府県協議会が策定する計画に基づく対策の実施 (定額)
  - ・ 事業の進行管理
  - ・ 水管理措置の実施及び進行管理
- 実証事業の実施 (補助率1/2)

総額： 19,695千円  
1協議会： 195千円

総額： 144,113千円  
1協議会： 1,921千円

※ 総額はあくまでも概算要求ベースのものであり、1協議会当たりの予算は、想定協議会数で単純に案分したものである。

## カドミウム吸収抑制対策技術普及推進事業に対する都道府県からの要望・質問に対する回答

(問1) 都道府県協議会と産地協議会を設置することとなっているが、一体で取り組むことはできないのか。

(答) 本事業は、都道府県協議会がカドミウム対策に係る計画の策定を行い、その計画に基づいて産地協議会が実証事業を実施することを原則としている。しかしながら、設置が想定される産地協議会が一協議会のみであって、かつ都道府県協議会と一体的に事業を行う方がより効率的と判断される場合には、都道府県協議会のみでの設置でも事業実施が可能となるような制度設計を図ることとしたい。

(問2) 事業実施に必要な種籾はどのように入手するのか。

(答) 初年度は、農林水産省からの種子提供依頼を受託いただいている秋田県、兵庫県、福岡県内の関係機関のいずれかから購入していただくことを想定している。次年度以降の種子の入手については、本事業の中で植物浄化品種の採種ほ場の設置、又は他県からの購入によって種籾を確保していただくことを想定している。

(問3) 本事業の取組を米流通安心確保対策事業の買上要件とするのか。

(答) 21年度の「米流通安心確保対策事業」については、所管の食糧部において、本事業と連携した対策とする方向で当該事業の買上要件等の見直しの検討がなされているところである。

(問4) 本事業に取り組む地域において、基準値を超過する米穀が検出された場合、「米流通安心確保対策事業」により買上てもらえるのか。

(答) 本事業では、用いられた浄化用水稲の食品及び飼料への横流れを防止する観点から、登熟初期の段階で収穫作業を講じることを予定しており、0.4ppm 以上のカドミウムを含む米が発生することは想定していない。

(問5) 協議会の活動範囲として、畑作物のカドミウム対策を一体的に取り組むことはできないか。

(答) 本事業の目的は米のカドミウム対策技術である水稻を用いた水田土壌浄化技術の普及であって、水田を対象とした実証事業であることから、畑作物のカドミウム対策については事業対象としていない。畑作物におけるカドミウム対策技術のうち、吸収抑制技術や植物浄化技術等については、「食の安全安心交付金」が活用可能である。なお、本事業に直接要する経費であって本事業の対象として明確に区分できるものと、畑作物のカドミウム対策に要する経費など本事業の対象とならないものを、証拠書類によって各々の金額等が確認できる管理体制をとれば、本事業で設置した協議会の場で、畑作物のカドミウム対策に係る協議、検討を行うことは可能である。

(問6) 本事業を試験場内のほ場で実施することは可能か。

(答) 水稻を用いた水田における植物浄化技術については、既に試験研究段階での検討が了したと判断しており、本事業についても「生産現場」での実証を事業対象とし試験場内のほ場は対象としていない。

(問7) カドミウム対策全般への対応を目的とした都道府県レベルの協議会を既に設置しているが、この協議会の運営に際し、植物浄化実証事業を活用できないか。

(答) 本事業を別目的で活用することはできないが、本事業に直接要する経費であり本事業の対象として明確に区分できるものであって、かつ、証拠書類によって金額等を確認できる管理体制をとれば、既存の協議会の場で本事業を活用することは可能。

(問8) 事業を実施する県名、市町村名を公表しないで欲しい。

(答) 都道府県知事あての「補助金等の情報開示について」(平成19年12月27日付け19経第1440号農林水産省大臣官房経理課長通知)にあるように、補助事業者等を農林水産省ホームページ等において開示することとしている。したがって、本事業の実施主体が都道府県協議会であることから、都道府県名までは公表されることが想定される。さらに、個別に開示請求がなされた場合については、過去の例から、個人が特定されない市町村までが開示されることが予想される。

(問9) 協議会として満たすべき具体的な要件について。

(答) 協議会の要件は、地方公共団体等の関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものである。このことから、具体的な構成員としては、

- ・都道府県協議会では都道府県、生産者、普及センター、市町村、生産者団体、学識経験者等
- ・産地協議会では市町村、生産者、普及センター、生産者団体等

が想定される。

(問 10) 植物浄化技術を実証するに当たり、まず、実証すべき地区を特定する必要があるため、汚染ほ場のゾーニング及びゾーニングに必要な土壌調査のみでも事業採択が可能となるよう配慮して欲しい。

(答) 本事業は、植物浄化技術の普及を目的とする事業であることから、土壌調査のみの取組について事業採択することはできない。また、農用地土壌の調査については、農用地の土壌の汚染防止に関する法律第 11 条の 2 に基づき都道府県知事が法定受託事務として常時監視を行うこととされているが、そのための費用については、平成 16 年の三位一体改革により都道府県に全額税源移譲されている。なお、農作物の汚染リスク推定手法の検証や畑作物の吸収抑制技術の確立等に伴って行う必要のある農用地土壌及び農作物中の実態調査においては、「食の安全安心交付金」が活用可能であることを申し添える。

(問 11) 本事業で発生する稲わらの処理はどうするのか。

(答) 収穫後の植物体は、基本的には焼却処分を行うものとする。

また、植物体は、収穫後の収集・搬出方法によって、その形態が異なる。このため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上の廃棄物としての取扱いについて、事業実施地域及び処理施設が属する地方公共団体の環境部局との事前の調整を十分に行っていただきたい。

なお、植物体の収集運搬、処理は関係法令に従って適切に行う必要がある。

(問 12) 実証事業（補助率 1 / 2）の事業費の積算根拠を教えて欲しい。

(答) 10a 当たり、物財費：55,080 円、労働費：54,613 円、収穫物処理経費（収穫、輸送費含む）：103,810 円で積算している。

(問 13) 米流通確保対策事業の継続をお願いしたい。

(答) 米流通確保対策事業については、平成 21 年度概算要求中であり、食品衛生法上の基準値が改定されるまでの期間においては、これまでと同様に買上げの継続を行う予定である。なお、本事業は食品衛生法の基準値改訂までの暫定事業である。(また、食品衛生法上の基準値の改訂がされた場合における基準値を超えた米の流通防止に当たっては、現在、関係部局及び関係省庁との調整も含め検討中である。)